

極秘通信

知る権利・プライバシーを守るために
2013/1/1 第2号

秘密保全法に反対する愛知の会

【連絡先】 弁護士法人名古屋南部法律事務所
TEL 052-682-3211 FAX 052-681-5471
【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp>

選挙結果と秘密保全法制定の危険性

総選挙後、改憲と軍事国家化促進の危険

総選挙の結果、改憲を主張する勢力が、衆議院で3分の2を超えることとなりました。憲法改正の発議は、衆参両院の3分の2の賛成でできることとなっているため、その要件を衆議院で満たす可能性がでてきたということです。自民党は野党時代から議員立法で国家安全保障基本法を制定し、集団的自衛権の行使を可能にする法律を制定する準備を整えてきました。議員立法とすることで、これまで積み重ねてきた内閣法制局の憲法解釈を迂回し、法律により憲法の解釈を変えようという動きです。今回の選挙結果は、この動きを加速するでしょう。自衛隊を国防軍にと声高に訴えていた自民党が圧倒的に多数を握ったのですから、わが国の軍事国家化が促進される危険性があります。勿論、この結果は、民意を歪める小選挙区制によるものではありませんが、選挙結果を大義名分として、一層の軍事国家へと向かうことが懸念されます。

人権侵害性の高い秘密保全法も、ほとんど議論されないまま通過する危険

大手を振って軍事的必要性が語られる国は、その反面において、国民の人権を侵害することはこれまでの歴史が教えるところです。中でも民主党政権で制定されようとしていた秘密保全法は、以前の自公政権時代から準備されていた法律であり、制定の最大の動機が軍事的な必要性にあると思われるだけに、新たな政権の発足後、一気に法

律が制定される恐れすらなしとしません。この国会の構成を考えれば、一旦、国会に上程されれば、ほとんど議論無く通過する可能性すらあります。適格審査の名の下に公務員だけでなく、その家族や友人まで詳細なプライバシーを調査され、他方で国が秘密としたものを探る行為に重罰を科する法律は、報道を萎縮させ、わが国の自由な表現や情報の流通を阻害することになります。その結果は、国民の人権を侵害し、わが国の民主主義の基盤を掘り崩すものです。日本弁護士連合会は会長声明を上げ、中部弁護士連合会は反対の大会決議を行いました。愛知県弁護士会も会長声明で秘密保全法の制定に強く反対しています。

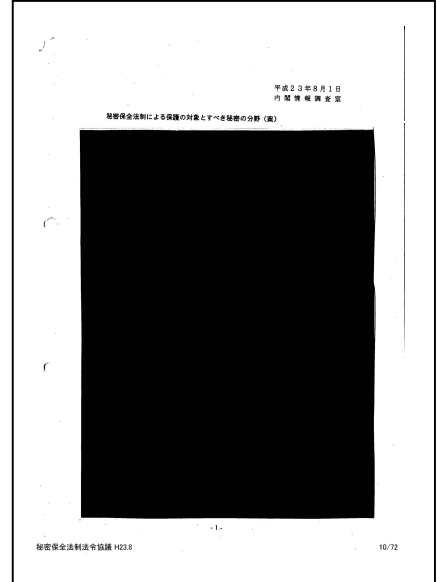
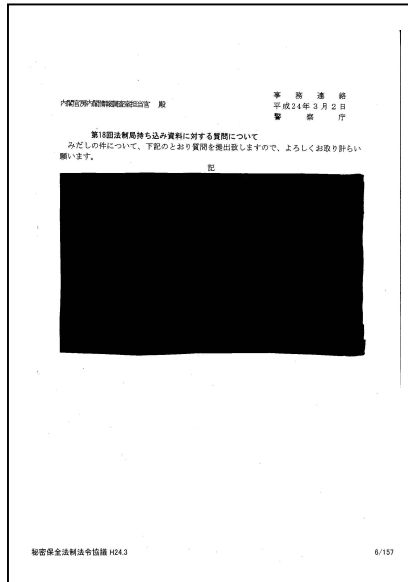
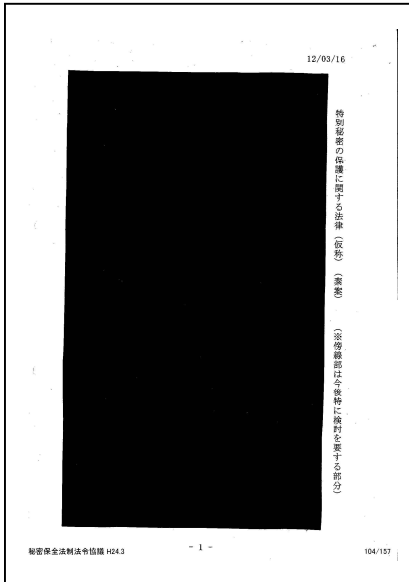
秘密保全法に反対する愛知の会は、今年4月の結成以来、定期的な街頭宣伝、学習会の開催、ブログでの情報の提供、ニュースの発行と市民に広く秘密保全法の危険性を知らせる活動をおこなってきました。今回の選挙結果は、秘密保全法の危険性を広く市民に訴え、国会への上程をさせない広範な運動を起こさなければならないと決意を新たにさせられるものです。

(共同代表 弁護士 中谷雄二)



秘密保全法情報公開訴訟のあらまし

※情報公開請求に対して「開示」された秘密保全法案作成過程の資料の一部です。↓



はじめに

この訴訟は、市民団体が秘密保全法の立法過程の情報の開示請求を国（立法担当は内閣情報調査室）に対しておこなったところ、国は秘密保全法の法案はもとより、省庁内部での協議をおこなった際の資料のほとんどを不開示としてきました。このことは、市民に対する説明責任を政府に命じている情報公開法に違反する、として不開示処分の取り消しを求めて提訴した行政訴訟です。

この訴訟によって秘密保全法の問題性をより多くの市民に理解してもらい、立法過程の資料の開示によって秘密保全法についての議論が深まることを期待しています。

争点①：「法案の情報を開示することによって国民が混乱し、率直な議論ができなくなる」！？

この訴訟で原告が争点としているのは次の2点です。

(1) 開示によって「国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、ま

た、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の法案化作業に支障が及ぶなど、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれ」があるとして「秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分のすべて」を不開示としている点（法5条5号、6号）

【原告の主張】

情報の開示によって市民の間に議論が巻き起こることを不当な混乱、としている点は問題。秘密保全法が憲法に反する運用がなされるおそれのあることは、昨年政府が公表した有識者会議の報告書も認めているが、憲法に違反するおそれの大きい法案だからこそ、市民の間に十分に議論されることが必要。これを、不当な混乱と評価したり、立法過程が世論に影響されることを、立法過程の中立性が損なわれる、と判断すること自体、情報公開法はもとより、国民主権原理とは相容れない。

争点②:民主主義国家には情報公開制度があるものなのに、「情報公開によって諸外国との信頼関係が損なわれる」!?

(2) 開示によって「他国との信頼関係を損なうおそれや、それによって今後の調査研究に支障が及ぶなど、行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として「公にすることを伝達することなく諸外国の行政機関等から入手した情報」を不開示としている点(法5条3号、6号)

【原告の主張】

民主主義国家における情報公開制度の存在を前提とすれば、公にすることを伝達しないからといって、他国との信頼関係を害するはずはない。

不開示とされている情報は他にもいろいろある

不開示情報は、他にも立法に関与した公務員の氏名や政府の組織に関するものなど、上記(1)(2)以外にも存在しますが、争点を減らして迅速な判決を得るため、今回取消の対象としたのは(1)(2)です。

19名の代理人団

情報公開請求をしたのは市民団体(市民オンブズマンが中心となって組織した「NPO 法人情報公開市民センター」理事長 新海聡)ですが、この訴訟には愛知県弁護士会の秘密保全法制対策本部に所属する弁護士有志10名と日本弁護士連合会の情報問題対策委員会に所属する弁護士有志9名の合計19名が代理人に就任しています。

情報の開示請求先・開示請求日・一部開示決定日などについて

(1) 開示請求先

内閣情報官(内閣情報調査室)

(2) 開示請求

請求日:2012年3月26日

開示対象文書:「秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議」に関する文書

(3) 一部不開示決定日

①2012年5月28日(平成23年8月~同年10月の関係省庁との協議資料)

②2012年9月27日(平成23年11月~平成24年3月の関係省庁との協議資料)

本訴訟のお問い合わせ先

*情報公開市民センター

TEL 052-253-7860

秘密保全法特設ページ(開示された文書すべて掲載)

<http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>

*全国市民オンブズマン連絡会議

TEL 052-953-8052

(会員 弁護士 新海聡)



今後の予定・書籍のご案内

- *1/8(火) 12~13時 宣伝@栄バスターミナル前
- *1/19(土) 13:30~ 国民救援会碧海支部大会
@刈谷市総合文化センター5階会議室
- *1/24(木) 12~13時 宣伝@栄バスターミナル前
- *1/23(水) 自由法曹団
@岐阜県弁護士会館ホール
- *2/3(日) 13:00~ 愛知県弁護士会主催学習会
@西三河弁護士会館
- *2/13(水) 13:00~ 愛視協
@瑞穂生涯学習センター第4集会室
- *3/7(木) 13:15~
秘密保全法情報公開訴訟 第2回口頭弁論
@名古屋地方裁判所1102法廷(誰でも入れます)



“これでわかる！
『秘密保全法』
ほんとうのヒミツ”

中谷雄二・近藤ゆり子
風媒社 ¥600 (+税)

秘密保全法に反対する愛知の会・共同代表の中谷雄二弁護士と会員の近藤ゆり子さんが共著でブックレットを出しています。ブックレットサイズで読みやすく、「秘密保全法ができたらどうなるの？」という問いに、戦時中の日本やつい最近の韓国での具体的な事実によって答えます。秘密保全法について知りたい方に、まずこの一冊！

編集後記 ペンタゴン・ペーパーズ事件に思うこと

『ペンタゴン・ペーパーズ』と呼ばれる文書を知っていますか？これは、1945年～1968年までのアメリカのベトナムに対する軍事介入の過程を、国防省内の研究組織が詳細にまとめた、資料も含め約7000ページ、約250万語にのぼる報告書です。

インドシナ戦争は、1954年にジュネーブ会議にて休戦協定が結ばれましたが、アメリカはこの協定を無視して南ベトナム共和国を作り、北ベトナムへの軍事介入、大規模な北爆を行い、泥沼のベトナム戦争を遂行していきました。『ペンタゴン・ペーパーズ』には、政府が泥沼の戦闘を知りながら軍事介入を止めようとしなかったことなどが書かれていました。この文書の多くは「機密」に指定されていましたが、ベトナム戦争が泥沼化していた1971年、この文書のコピーを入手したNYタイムズは、その内容を国民に知らせる必要があると判断し、同年6月から記事の連載を開始しました。

アメリカ政府は、国家機密の漏えいで国家安全保障に脅威を与える、とNYタイムズに対して掲載の差止請求訴訟を起こしました。これに対し、ワシ

ントン・ポストなどの他紙も続々と掲載を行い、上院議員が全文を議会で朗読し議事録に残すなど、情報隠しへの抵抗キャンペーンが大展開されました。

アメリカ連邦最高裁判所は、政府は表現の事前抑制を正当化する証明責任を果たしていない、として差止めを認めませんでした。

中でもブラック判事の個別意見は、「自由で抑制されないプレスだけが、政府における欺瞞(ぎまん)を暴くことができる」「自由なプレスの責任の中で最も際だっているのは、政府内のいかなる部局にせよ、国民を欺瞞して、異国の熱病や外国の砲弾で死ねと彼らを遠い国土に送り込むことを防止する義務である」と、報道の自由と責任とを説く格調高いものでした。

報道の自由とは、いかに責任の重いものであるか。日本の報道は、この重要な責任を果たしてきたでしょうか。戦争へと向かいかねない新政権が誕生し、情報統制が強められている今こそ、政府の「欺瞞」を暴く、自由な報道が強く求められています。

(編集長 弁護士 矢崎暁子)